

木曽川中流漁業協同組合内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単位に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい、うなぎ、にじます、おいかわ、及びうぐいという。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で遊漁承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、おき針をいう。）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
友釣り	リールの使用は禁止

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
にじます、こい、 うなぎ、おいかわ	1月1日から12月31日まで
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示（及び岐阜新聞に掲載）してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
木曽川の八百津町錦織字倉山372の1地先から372の3地先までの区域	4月1日から5月31日まで	全魚種
木曽川の八百津町鷺ヶ峰202の1地先から202の6地先までの区域		
木曽川の八百津町伊岐津志2597の1地先から2597の80地先までの区域		
木曽川の八百津町豊岡4095地先から上流300メートルまでの区域		
名場居川の恵那市飯地町川手名ばえ谷川滝下から下流300メートルまでの区域		
旅足川の八百津町久田見牛首5987の9の地先から上流300メートルまでの区域	9月10日から12月31日まで	
旅足川の八百津町久田見若山和26の27地先から上流300メートルまでの区域		

(釣り専用区)

第6条 次のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
旅足川の太平橋の上下流300m	1月1日から12月31日まで	あゆの友釣り、雑魚の餌釣り

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣	1, 200円	4, 000円	800円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚共通	中学生、心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上の者	600円	2,000円	400円
	小学生以下	無料	無料	—

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁所取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

遊漁承認証

年釣

表

令和 年 NO
遊漁承認証
アユ・雑漁共通券
有効期限
令和 年 12月31日
氏名
住所
NO
発行者
木曽川中流漁業協同組合 印

裏

注意事項
住所
氏名
1. 本証の使用は本人に限る
2. 遊漁時は必ず本証を着用して
ください。
3. 再発行は一切致しません。
4. 着用なき場合は日釣料金を申
し受けます。
5. 河川美化に協力しゴミや空き
缶は必ず持ち帰りましょう

日釣
表

NO.	
遊漁承認証	
アユ・雑魚共通日釣り券	
令和	年 月 日
(当日限り)	
竿釣り	釣券
遊漁料	
但し河川において取り扱った場合は 円加算料を徴収します。	
発行者	
木曽川中流漁業協同組合	印

裏

注意事項
1. 本証は期限限りとし、訂正したるものは無効とする。 (料金納入の場合よく確認してください)
2. 1名1葉とし、各自携帯し監視員の要求したる場合は提示すること。
3. 他の遊漁者に迷惑をかける行為をしないこと。
4. 監視員の指示に従って遊漁規則に反しないよう、万一違反の場合は遊漁を拒絶することがあります。 (この場合料金の払戻は致しません)
5. 本証は再発行致しません。
6. 漁場は木曽川上流笠置発電所堰堤より兼山発電所堰堤までとする。 尚これに流入する支流全部 (この証は兼山発電所堰堤下流協同漁場では使用できません。)

別記様式第2号（第11条関係）
漁場監視員証
表

NO	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
記	
住所	
氏名	(年齢)
有効期限	
発行者	
木曽川中流漁業協同組合	印

裏

注意事項
1. 漁場監視を行うときは、必ず本証を携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 公正な態度で漁場監視を行うこと。
4. 遊漁者との応接は丁寧に、遊漁の妨げにならぬよう気をつけること。